

○熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和２８年条例第２２号）新旧対照表

改正後（案）				現行																																			
（趣旨） 第 1 条 この条例は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 1 7 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 （手当の支給） 第 2 条 手当の種類、手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第 1 <u>及び別表第 2</u> のとおりとする。 第 3 条～第 7 条 （略） 別表第 1 （第 2 条関係） <table><tr><th></th><th>手当の種類</th><th>手当を受ける者の範囲</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>1～5 （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>特殊清掃作業手当</td><td>環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業<u>又はクレーン</u>上の点検作業に直接従事したとき</td><td>日額 250円</td></tr><tr><td>7～10 （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額	1～5 （略）				6	特殊清掃作業手当	環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業 <u>又はクレーン</u> 上の点検作業に直接従事したとき	日額 250円	7～10 （略）				（趣旨） 第 1 条 この条例は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 1 7 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 （手当の支給） 第 2 条 手当の種類、手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第 1 <u>から別表第 3 まで</u> のとおりとする。 第 3 条～第 7 条 （略） 別表第 1 （第 2 条関係） <table><tr><th></th><th>手当の種類</th><th>手当を受ける者の範囲</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>1～5 （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>特殊清掃作業手当</td><td>環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業<u>若しくはクレーン</u>上の点検作業に直接従事したとき、<u>又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。</u></td><td>日額 250円</td></tr><tr><td>7～10 （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額	1～5 （略）				6	特殊清掃作業手当	環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業 <u>若しくはクレーン</u> 上の点検作業に直接従事したとき、 <u>又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。</u>	日額 250円	7～10 （略）			
	手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額																																				
1～5 （略）																																							
6	特殊清掃作業手当	環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業 <u>又はクレーン</u> 上の点検作業に直接従事したとき	日額 250円																																				
7～10 （略）																																							
	手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額																																				
1～5 （略）																																							
6	特殊清掃作業手当	環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業 <u>若しくはクレーン</u> 上の点検作業に直接従事したとき、 <u>又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。</u>	日額 250円																																				
7～10 （略）																																							

別表第2 (略)

【削る】

別表第2 (第2条関係) (略)

別表第3 (第2条関係)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態への対処に関する特殊勤務手当

<u>手当の種類</u>	<u>手当を受ける者の範囲</u>	<u>手当の額</u>
<u>新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当</u>	<u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又は当該感染症にかかっている疑いがある者がいる又はいた室内、車内、施設その他の人事委員会が定める場所において、当該感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したとき。</u>	<u>日額 3,000円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「から別表第3まで」を「又は別表第2」に改める。

○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）

改正後（案）	現行
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。 第2条～第8条 （略） （パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬） 第9条 パートタイム会計年度任用職員が熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）別表第1 <u>又は別表第2</u> に定める勤務に従事したときは、同条例の例により算定した特殊勤務手当の額に相当する報酬を支給する。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。 第2条～第8条 （略） （パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬） 第9条 パートタイム会計年度任用職員が熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）別表第1 <u>から別表第3まで</u> に定める勤務に従事したときは、同条例の例により算定した特殊勤務手当の額に相当する報酬を支給する。